

生成AI特許訴訟の最前線：パテント・インテグレーション vs. Patentfield 訴訟を読み解く

本インフォグラフィックは、生成AIを用いた特許情報サービスを巡る、パテント・インテグレーション株式会社とPatentfield株式会社間の特許権侵害訴訟を題材としている。この事案は、2024年から2026年にかけて争われ、最終的に民事調停法17条に基づく「調停に代わる決定」によって、被告が原告にライセンス料を支払う形で決着した、生成AI分野における重要な先例である。

案件の概要と当事者

国内初級の「生成AI×特許情報サービス」を巡る紛争



Patent Integration
(原告)

原告特許×6訴訟を当事者

原告（パテント・インテグレーション）が、被告（Patentfield）の生成AI調査・分析オプション等が自社の特許4件を侵害しているとして計6件の訴訟を提起した。



Patentfield
(被告)

4特許×6訴訟の多角的な攻防

単一の訴訟ではなく、分割出願による則機能のターゲット化や、差止請求と損害賠償請求を分けることで審理の効率化を回す戦略が取られた。

民事調停法17条決定による決着

裁判所が「通常実施権の許諾」と「ライセンス料の支払い」を命じる決定を下し、実質的に原告の主張が認められる形で全事件が終了した。

知財訴訟の審理構造と統計

二段階審理：抵触論から損害論へ

抵触論

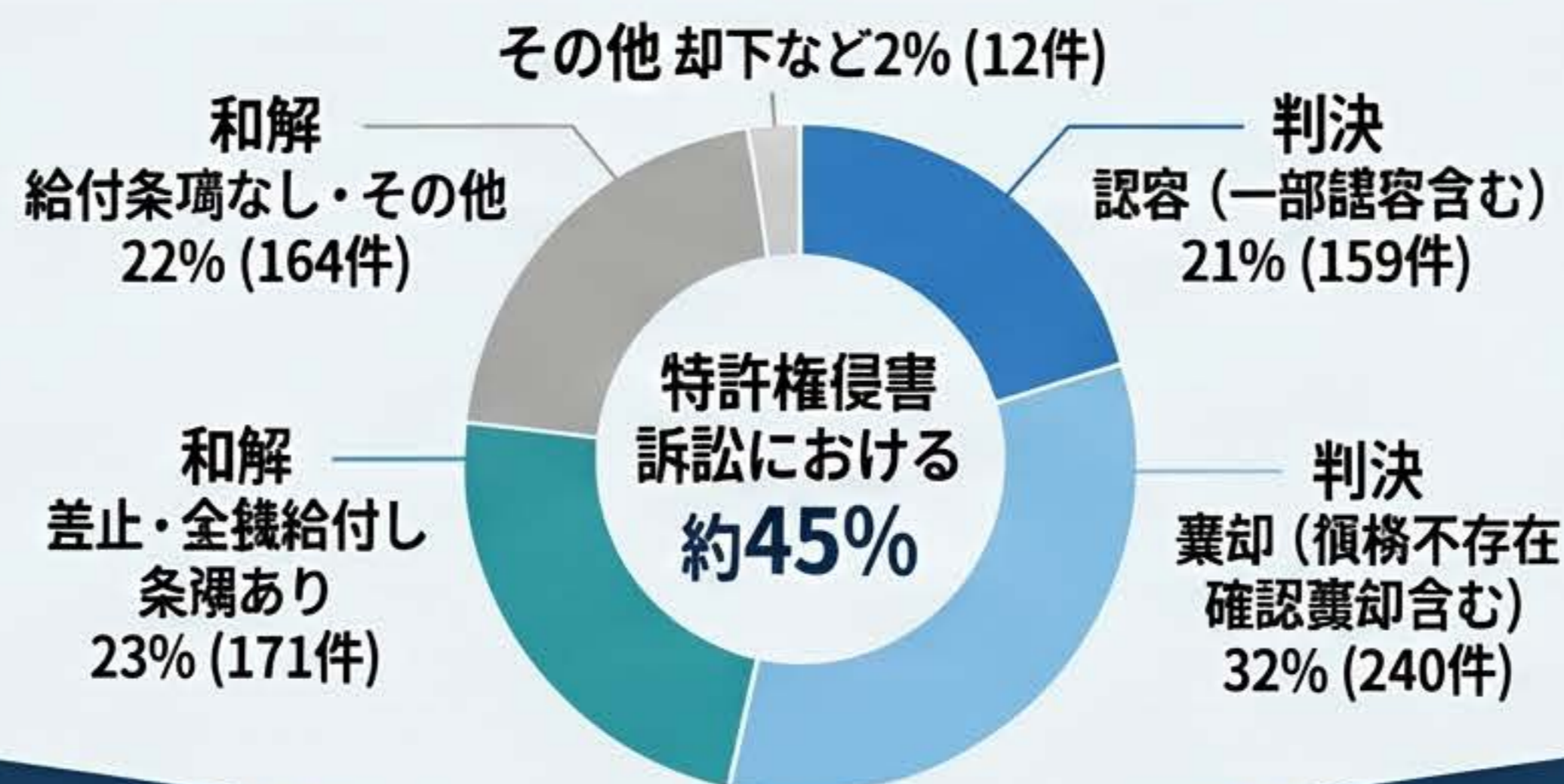
まず特許権の成否（特定・充て論・無効論）を書理し、

損害論

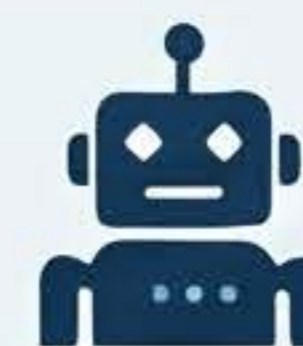
その後には損害額の認定（逸失利益や支拂料相当額）を行う構造となっている。

特許権侵害が認められる割合は約45%

判決における「認容」および「情状不存在確認棄却」、和解における「給付条項あり」を合計した、実質的な開訴率の目安である。



本件の核心：生成AIと「技術常識」の壁



先行技術「IPAgent」

被告はOSSのIPAgentを根拠に「容易類判」を主張したが、裁判所は「ユーザーの自由度を重視するIPA」と「特定タスクの効率化を目指す本件発明」の目的の対立を重視した。



本件発明

特定タスクの効率化を目指す本件発明

進化が早すぎる技術分野での「当業者」設定

2022年11月
ChatGPT公開

2023年6月
本件出願

わずか半年間で、何が「容易に想則できる技術常識」であったかが最大の争点となった。

「LLM+技術常識」の安易な適用への警鐘

2025年の視点では当然に思えるAI適用も、出願当時の技術水準に照らせば、必ずしも容易想則とは限らないという判断が示唆された。

実務への示唆と今後の展望



分割出願を用いた戦略的訴訟

同一製品の異なる機能を順次ターゲットにすることで、相手方へのプレッシャーを維持しつつ、差止の早期獲得を目指す手法が有効に機能した。



ライセンス許諾による「共存」の選択

決定に基づき、被告は継続してサービスを提供できる一方、原告は他社に対しても同様の権利行使を行う可能性を明示し、市場の公正性を確保した。



積極的な知財活用の方針表明

原告は今後も分割出願や権利行使を通じて、生成AI時代の知財エコシステム構築に取り組む姿勢を見せている。